

## 外国人旅行者の購買促進のための 免税制度の拡充について

【担当省庁】財務省、経済産業省、国土交通省

### 外国人旅行者向けワンストップ免税手続等のための税制改正

◆ 平成 26 年 10 月から外国人旅行者向け消費税免税制度が拡充され、全ての品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品への需要の増大、地域経済の活性化が期待される場所である。

京都府においても、外国人旅行者が急増しており、また、京都舞鶴港に寄港するクルーズ船も年々増加していることから、京都府としても免税店の拡大に努めているところであるが、その際、商店街の店舗等小規模店では、個々での免税手続対応が難しいので、その負担軽減が課題である。

については、外国人旅行者の購買を促進するため、免税販売手続の利便性向上を図る以下の措置を講じていただきたい。

- 市中輸出物品販売場（免税店）として認められた個々の事業者  
に代わり、商店街に設置する外国人旅行者向けの一括免税手続カ  
ウンターが免税手続を行うことを認めていただきたい。
- 外航クルーズ船の寄港時に埠頭に臨時出店する仮設店舗につい  
て、免税店の許可申請手続を簡素化していただきたい。

#### <経済産業省・国土交通省の税制改正要求>

- ◎ 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大（新規）
  - 商店街  
第三者に免税手続を委託すること及び委託を前提とした免税許可申請を可能とする  
制度の創設（消費税法施行令第 18 条（輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等））
  - クルーズ埠頭  
外航クルーズ船の寄港時に埠頭に臨時出店する仮設店舗の免税許可申請を簡素化・  
円滑化（消費税法施行規則第 10 条（輸出物品販売場の許可の申請の手続等））

【現状・課題等】

◎ 府内の外国人宿泊客数

	平成 24 年度	平成 25 年度	備 考
京都府計	862,160	1,148,672	33.2%増
うち京都市内	844,823	1,127,852	33.5%増
うち京都市外	17,337	20,820	20.1%増

◎ 京都舞鶴港への外航クルーズ船寄港回数

	平成 25 年度	平成 26 年度	備 考
寄港回数	4	8	倍増

◎ 府内の免税店数

	H25.4.1 現在	H26.4.1 現在	備 考
京都府計	152	187	23.0%増
うち京都市内	143	177	23.7%増
うち京都市外	9	10	1.1%増

【京都府の担当課】

商工労働観光部 商業・経営支援課 075-414-4836  
 海外経済課 075-414-4844  
 観光課 075-414-4879